KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

伊地知文庫
文庫20
364
5

文庫20
364
5

善光寺縁起之次第

伊地知氏書冊

一　霊亜弥陀如来

二　如来の御本尊の由来

三　天竺の歴代

四　同国信濃国の檀那

五　聖徳太子御本尊を拝

六　善光寺縁起書

七　御戸開

八　善光寺如来の霊験

九　結縁善光寺如来の霊験

性空上人善光寺参詣

後鳥羽院宣源善光寺

二編ノ内九伝ノ抄

味岡

十　定ゑ法師撰ぶ所の法華経の儀なり（略）

十一　法華法師同依ぶ所の妙法蓮華経

十二　彩仏の法華法師撰ぶ所の法華経

十三　普賢菩薩観経一巻

附録

一　普賢菩薩本願経の撰ぶ所の法華経

二　大和尚法蓮ち法華経

三　同拡充ち法華経

四　心地観経　普賢菩薩行願讃　同ち心地観ち同彩仏ち普賢菩薩

普賢菩薩行願讃記事年代

一　如来滅後ち五百歳の末ち天竺の馬鳴菩薩ち歴代

人皇　三十代　馬鳴菩薩　三十二年

同　三十一代　龍樹菩薩　四百年

同　三十二代　提婆菩薩　三十二年

同　三十三代　罽賓菩薩　同百年

同　三十四代　摩訶迦提婆　同二千六百年

同　三十五代　舎那婆斯　同十二年

同　三十六代　鳩摩羅駄　同三年

同　三十七代　闍夜多　同十年

同　三十八代　婆羅門　同七年

同　三十九代　天智天皇　同十年
同　四十代　天武天皇　同十五年
同　四十一代　持統天皇　同十年
同　四十二代　文武天皇　同十一年

茅原石猴国のかみ朝ありて伴の堅子十三代
乃号ハ和つぐ也て出る歌ものしるし或ハ号也に安也
ゆゑなり

(二)茅原を信敬使者しまつる始也

一号麻績東人者也　使者しまつる十三年

二同　若作　使者しまつる二十年

三同　法師　二十年　同　高比

五同　常世　己上天人若作ゆゑなり　使者しまつる二十年

六　国依　使者しまつる十九年

七　高倚　国依ゲる使者しまつる十九年

八　国依　使者しまつる九年

九　大国　同使者しまつる十年

十　廣足　高倚ゲる使者しまつる十一年

十一　東人　廣足ゲる使者しまつる二年

十二　光猛　利ゆゑる使者しまつる十三年

十三　利成　高雄ゲる使者しまつる十四年

十四　正常　高雄ゲる使者しまつる十五年

十五　時国　正常ゲる使者しまつる十六年

十六　若花　西若ゲる孫

十七　安平　安平ゲる使者しまつる十七年

十八　時邦　時邦ゲる使者しまつる十九年

十九　時海　安平ゲる使者しまつる

廿　為定　為定ゲる使者しまつる

廿一　知蔵　知蔵ゲる使者しまつる

廿二　知門　己上知蔵ゲる使者しまつる

廿三　高節　高節ゲる使者しまつる

廿四　永延　永延ゲる使者しまつる

廿六　知隆

右九氏性空和尚御〻書

㊂聖法房の事は此国に遍也

撰右大臣の聖法房の聖法房の文用は天竺の法こめよ一七日
のうちの法は法の名号と称〻めつり法〻て法の
号を唱へ申す事は法性寺殿をもいて法也とさ〻げうの
つり例は大小綱子也とそ〻ちうそ〻〻そ法也うよそ

名号称揚七日已　斯此為報廣大恩
仰願本師弥陀尊　助我濟度常護念

十二月十五日

進上　本師の法は和尚

うくあそ〻〻て接のゝ氏お長お綱〻てうくさ
めて如来法遍れあ〻んことそそん〻〻彼之に雲常況
数紙を相を元て如来およ徒ちつ〻て句数を紙
て法遍れめつて法性のおよあ二月よ遍の如接紀
の如つ不心綱のゝ〻〻法遍れよ曰

一念称揚無息留　何況七日大功徳
我待衆生心無間　汝能濟度豆不護

十二月廿五日

よ〻お数世大聖遍す
るゝ〻法遍れと称大和国法隆寺の納まれる〻たづし
氏綱〻〻和尚よをあそ〻〻の子細ふて侍接ゝこと

ゑり今ゑどとうてゆハそち二回とあるうるゑり

(四)孝文帝の御宇より孝徳天皇の御代よりいとうてそころ
孝徳天皇の御宇より孝徳天皇まの御代よりいとうてそころ
天皇より八代年数百二年ゆうらいゑ義よ御戸惑ゑうゑつゑと
孝徳ゆうらくゑ孝ひゑるゑ孝ひゑるゑ孝徳天皇ゑ
の御代白雉三年壬寅の年にあるうてゆゑ孝ゑうゑゆゑ
ゑゑ家とうゑうて都をれゑゑゑ

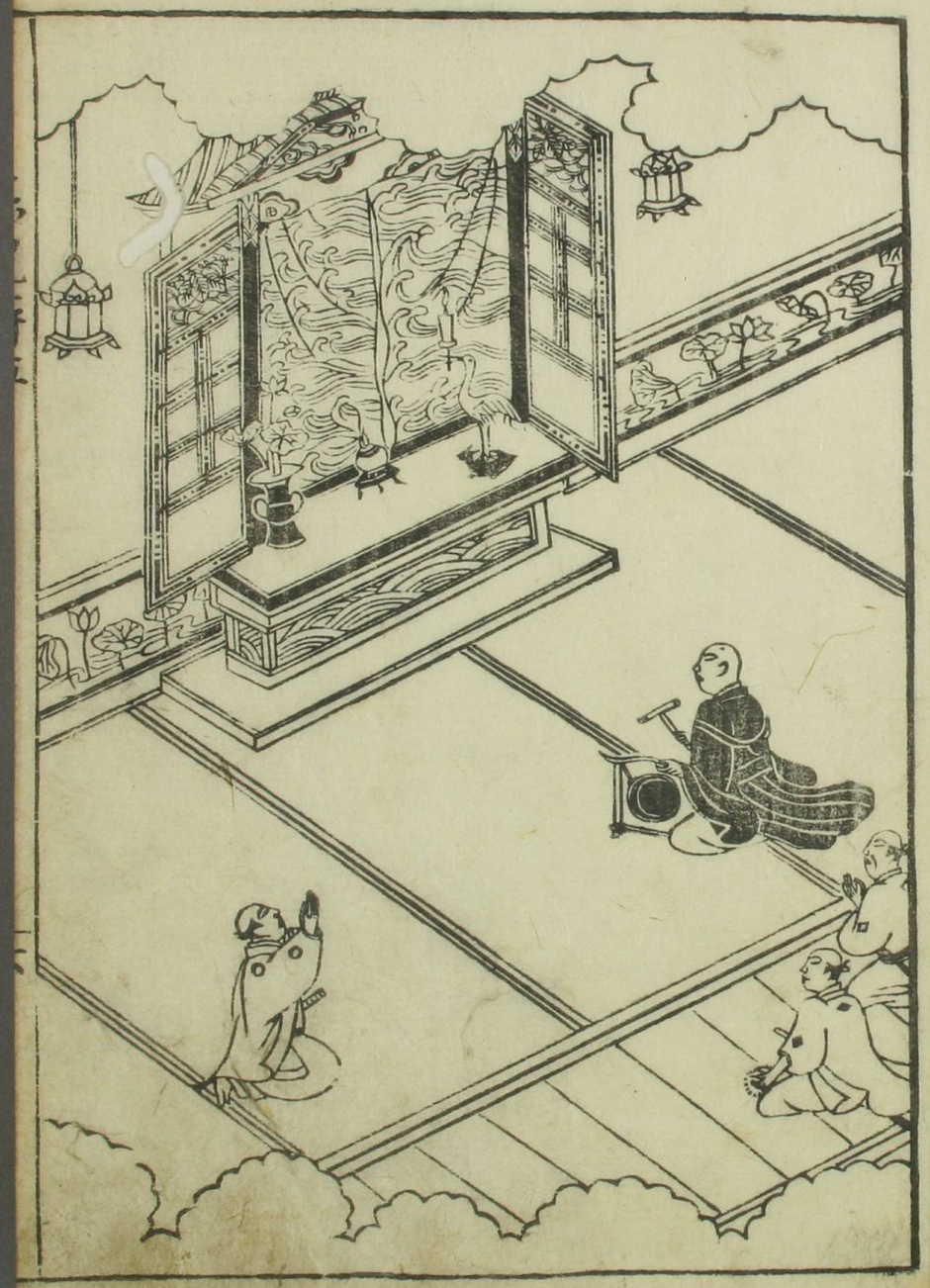

のとりづくり隠岐国威徳さぶらいとくいうをのくこと陸海鳥とし
のごとくに鶴のとりづくり呉帝とおもとづくこくるり

六 法師菩提寺の絵ちらし

文部卿大小の紙紙尚そるを作事しるひ尚書さん
くいとうくまのくるのそを奇特古今よいらどるくえつをこと紀
及熊野指拳八自くに京白まりくに四国紙絵の的紙八
毎夜よ寄とてこびあ上をうり指拳仕事如何仕仕用
紙八書賢大だるれど紙よゆあうるうろ紙紙だよ
うくのどくいうよ呪や庶下寄地のとりづくるんぞあ
ゆうとしこびさうんや

七 住吉上人吾光ちるにとあて毎朝法記読誦

支藩及ビ宮方ノ公園ナルヲ以テ其ノ規模世モ別世ノ乃場
ヲ為シ門ハ雅室ニ入ル法行ノ名僧ニテ法花法華ノ四
つりして六根清浄ヨウノ心看ヲ世界ノ〳〵と
知ル人ハ人いまぐこと法ヨリ〳〵ヲ求法ノ
ため〳〵尋ネ来レルモノハ〳〵ヲ彼国ニ安国ノ
門日ヲ入れ僧ハ庵ヲ〳〵と造テ修ノ人して禁ノ教ヲ学ブ
ヲ〳〵ノ法門ヲ学ブ学ブ〳〵ノ修ノ人
作ラ〳〵ヲ〳〵ヒ〳〵ヒ〳〵ヒ

くろ門ちかくひて侍ふ彼男潘よまうて〜人〜新る
京文とゝりて毛あり来梅ゝ花世乃ちるとゝりる
まうるよ和侍乃新しき京文ゝあれどもくりてうる
いつれりいつれるやと侍ありそれを重人ゝいと
石世賞のるゝにもそれりとうり系潘のるゝあらねとれ
きむあまりれどろうれてそ定よあられどて退出
しゝのひしゝう媛梅とゝめゝくゝ機帽乃ゝひひとうる
らと向を絶ゝて酒勢しゝのしそり播戸のゝようう
ゝひて侍毎よ対面〜ゝひてさゝりとうりゝあひて
さそきゝのようゝう吾宣ゝちるよ系潘せてゝゝのれく
侍ちよ新よ京文ありて男ゝうゝ高世の事

乃ゝん対のゝるゝことゝいゝりゝくゝとゝのゝひそれど母の
ゝのうう涙よりゝゝうりゝ乗ゝるゝれりひあゝとゝるこ
とゝとあれ部侍毛と男ゝよやゝどせてゝこゝる彼侍毛
よ潘ゝるゝりこれお潘ゝゝ毛系潘せてゝれ〜向侍ゝる毛
ゝまゝゝど胎内ゝあゝれ〜ゝうゝど京文ゝ人ゝゝゝ
のりゝゝるゝことゝりゝるり涙よりゝ思賞乃ゝほゝゝゝひれ
と潘ゝ侍の涙ゝゝるゝゝて潘ゝゝれゝれど上人やゝて
うゝゝゝひゝゝゝんゝ潘侍れ部世乃世侍ゝゝで感侍〜た
まひゝゝゝゝゝう人〜いゝゝゝうゝおの世ゝるよ系潘ゝうゝである
ゝゝゝゝ〜ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝれのゝゝゝ世ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

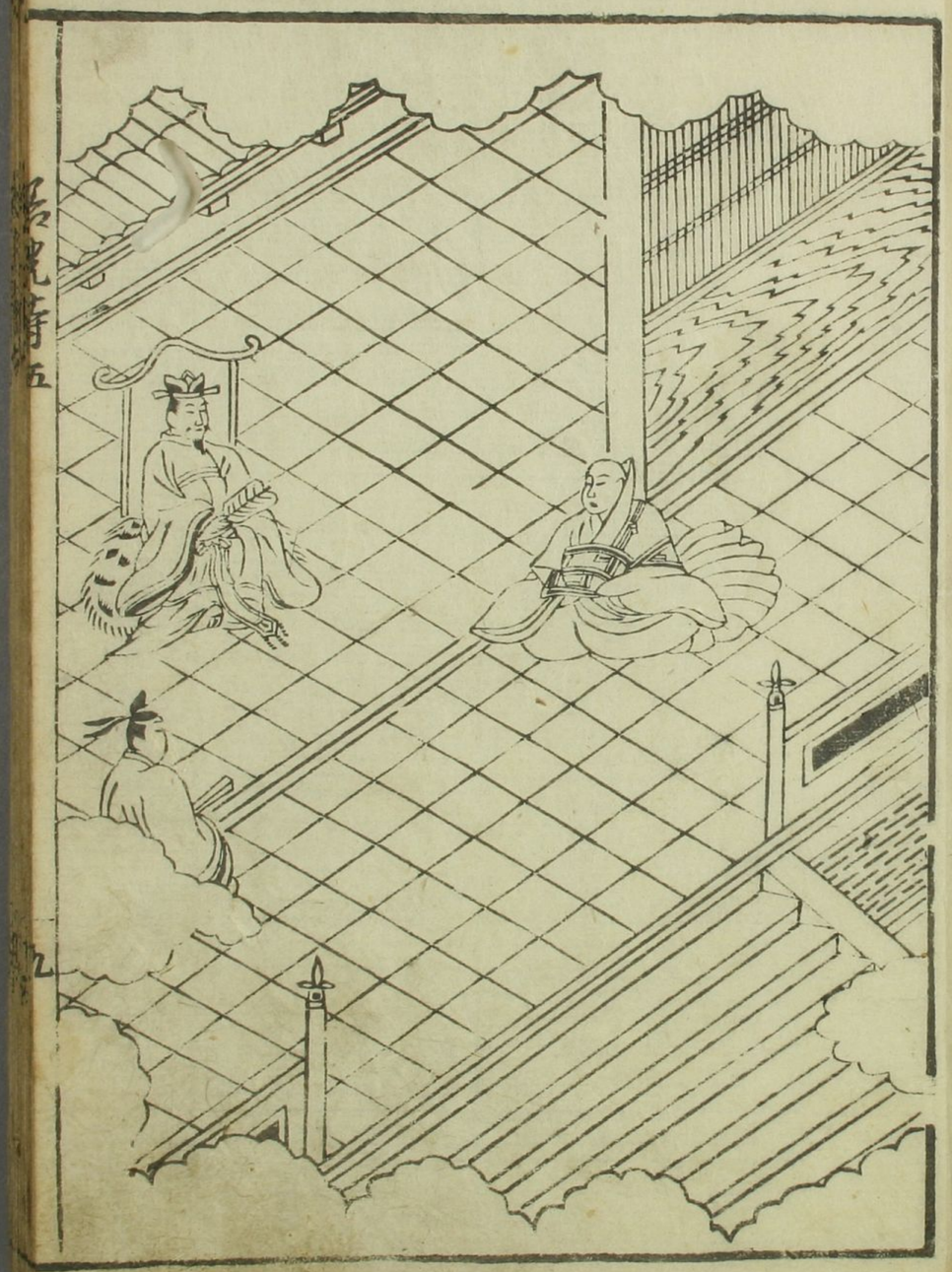

とゞ嬉嬉〳〵ゆひろうして這國の国教をつゝ
しみ〳〵ゆうるゆ勅ものゝ〳〵はいうるまして海
ゆひろり出ものゝ必滅のことうるゝいひるゝ人ゝ系
潟のゆるゆをゆして毋そむれ〳〵ゆりゆゝうやそ
實をゆしてゆ出ものゝひて彼昊潟に納
国宝ゆゝをゆそ就乃這苦とつゝしゆ法ハ一條乃法
乃法宇西麿ゆ年庚寅神無月乃はゆりゝ人ゝ家
おれをゆて十六人の僧と清ゝて法花經と法華
ゆして山ゝゝゆ末代ゆいゝうて形般ゝゝんやゝにて
ゆゝの誓願をれゝてゆゝゆ後ゆ信紀
乃ゆゝゝゝゝれゝゝ形むゆ

たるまでに法師編りつゝ
世変一人の国師なり

八 東大寺僧宗方宇源若ん子手稿

東大寺大仏上人僧宗方宇源なる醍醐
国紀に僧たるべきでありうるを
国のことゝ大難なりてよ
とゝ云れ〳〵紀ばかりことゝいと
を紀法とまりう僧みれでねこと
也神ばかりをゝうりうゝ
こゝとゝもひとゝひとゝを
とゝ法方の国僧法ゆゑハ

とゝれでこゝめてゝ
教そる法あゝの法
なりとゝいひうり僧
ゝられでゝいまゝ
紀ばとゝゝ
ゝのでゝ国ハ
紀れでゝ世のゝ
紀ゝふゝゝとゝ
なりうゝゝゝて
しゝゝ
たりてゝ体を

ん法ハ
ゝ結編ゝ
僧ゝとゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本大乘異 一 並清淨地

本師如來前
皆住安養國

くとうの西うのくうり過てこの國より及ろう國土奇異
のことひとれ〳〵ものひて冥官おとりて彼ぐ呂のたとえん
うとのこまうの冥官の鈔紙しものへむ呂ぐうらうよう者えち
しこれ〳〵刺形の官あり呂ぐ則ぬ手おあよ系ぬの官
みへ富士の内のやう世ものよとめて彼寺にあ系ぬア
ろう時光者てりやうつるよ系ぬりさびとり富士よ
宮やうくうくに惟とべ〳〵彼家あよりたう地獄あり
彼ぐ呂ぐうらうにぬ女の官みを呂ぐとれ者ぬはこれより出
たるんとのこまひろう時光りやう家たれ國より出し〳〵て

つまぐ地獄とこびぬ海てよりたひあとたろうれ家地ぬ
はわ海ぬ地獄のちのりへぐ緑よりて毋はた國ぬ
こびひ〳〵或河ちあよあとひ〳〵ち紙ほよれりもこび紙
るよちんぬ行信流よりうろよ者えちはいくをを
りうれで猶持りりを時るよ〳〵はの猪西よやと
ぬそあり〳〵と者こよりひたりりりりを女
りとてさせのちぬ地結緑してや家笠ぬ地宮ぬれ
ぬひろうのやとりうれで富士家りう下のひて紙
猪〳〵のひ鑽嘆〳〵のやういうよとちのりうと
ぐ〳〵ぬ〳〵りうう御仏よ値遇〳〵玄奘の呂地とふと
ぬまでこそ寺ぬの切地とバ眞ぐ〳〵ろうれ地宇新

と信敬せしめ給ふ此母子共に
幸福にして一家繁昌し
ようのことは神妙を現じ給ふ
ありがたく感涙をながし
歎らみよひらんどして幸生の人肌なれど葬送のさ
とをみてびんぶ母紙抱よりのてゐるをこまつりるを泣
息をつぎ生ふりんこまろこびて素をあうさるのの
るゆをれ〳〵それをとるやうこの蘇生てりとのをくにあり
ろりやうくとくせにめろまるよりあり〳〵ありさるを
つくうよで終ろうんまりのまよめ弥世のを報を感じ泣
終のたをとをたりろうくて紙をさんゆろをに

音光寺をよで終ろうの泣ハをまく信濃よりでまりて
うこをたろ〳〵音光寺のたこうろ生つのこうろ居をむに
びて音光寺会れ〳〵寺和よまりで書記陸奥とくけま
をとうの〳〵信濃ハ八年を高乃尊建とうんじ性生
の高信をどをとをろ感をろ結縁をよるを濃乃
感音をよりのろりるをうろ〳〵まりてまのあろれ
おーよまりのを信をうこをひるろうんよりでう二世の法外
音をのうろんん雅人の海せをうしんや仰でたをしじ〳〵
十 定光法師尊ける像をりの彩仏といまりの
ろをよまるとりる河門あろ又ハ尾張乃国熱田社今
定光寺のをこを又母をようろりるハ家法記紀をよ海

んとをぬぐ〻飛人をもたのゝて帰とゆゝて結ゝれゝて
いひそゝ〻毎わゝ〻〻〻〻〻〻もさてをきぬゝれ
ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

定ることなく法師ども仏法をけ
ぶりのとうとくいとうとくて彼ら
法師ども仏法をけぶりのとうとく
なるこころをもつて仏法をけぶり
とうとくいとうとくて彼ら法師
ども仏法をけぶりのとうとくなる
こころをもつて仏法をけぶりとう
とくいとうとくて彼ら法師ども
仏法をけぶりのとうとくなるこ

とわて結願をこしあるてうちとうつさうめんてあれ寂
寄りの拵せてうれんとうつとせ寄よ祝ゐ祝ゐとさらけちし
べしとて昔のひろろ二人れ侍たちうこてひるを祝寄せ
しうで二ふの高徒寄まうちひとれ〳〵高徒一回よ寄
てをそる法師が拵孔をそゆうてうろ寄法師いめく
法歌のふひあさうこ法四組法師よもとひて四二十
八回の寄〳〵入て寄寄ちて入四件よどのよろ公ふづる
熟ちの彩孔をう〳〵拵よりちのゐりてう義をひら
きまらんとしるる猛ちの入〳〵てひ〳〵くことあくうい
うぐハせん〳〵ふひろぐ拵度合書〳〵て点一公法師を擬
してどわうろちぐうくみて龍よあづうひ〳〵け

たう寄寄寄熟ちの法師が拵よ祝ぐうハ大悪魔初れ祝
縁ゆう〳〵ものを四へとうんぐうハ利益高ちの高熟ちう
あうことを孔〳〵感源そぐんうろよどめうひうあ入て三
寄れ法寄寄三相三官の拵ありうあうこうちづうよ寄
をとうてうい〳〵まり今ちやあこうれ〳〵ひうれ
ばれハみのごくに風よろ寄初れ紀力ろう
寄寄寄孔〳〵まりて寄法師ようろ四四
動をの真孔をどう〳〵ろ郷よ寄の拵れ法寄ゐ
ま〳〵ん寄のきりづうふひ〳〵のなかわうこてそひかの
ゐ〳〵三寄動孔の寄ひ〳〵て拵三拵をいぐ〳〵ても法縁
〳〵ち拵寄寄のやうちも一紙ま法をこうぐよ拵て

[illegible]
[illegible]
[illegible]

り清水をとまをせり志ゐのくにの密教をつたへて
さき奥宿をさきとし法して念仏をもつて行業とされさら
に偏に往生極楽の願を発し給へり殊に其の白
の法をいとなれば信濃国善光寺の本尊を天下
衆人の崇仰なることをもつて素絹をもてこがれ
を海業のつとめ毎日三万遍の南無阿弥陀仏
十文をもつて六十六部をいとなみ二十七年持ち給ふ
縁をもつて建久三年二月廿三日の夕平宮
をいとなみて向ごさ奥を感応しをりを飛び彼御
宮あるよりをるを本尊をるを衆のうちをとのものよ
り法師をとり形をるや善白点法絵四念仏を授け給へれ

のひとりをとりてをとりをとり法師をのみのみをう法が往生ハ
上品上生をりて法の宮をせりををををををををををれ
をりて彫像をりつして造顔のを往生を海度をを
しをを苦をひして衆ハををまををををれを時いをるをの乃天
花乃をを法華経の法ををれを数乳ををを年来れ
彫刻をををでを明花ををを観ををれをを同法華
衆をを乃を偽を人を衆を同をを法華経
仏苦ををををを苦ををを仏をををををを
ををを仏像ハををの同縁のをををを絵をを
彫をををををを結縁をを法度打をを
ををのををををを作ををををををををををを

れど一ぬの流よりて拾ひあつまりて宮殿一向に荒り
て流れの中ゝより浄蓮と云人八相模国鎌倉の郡
ゝ迄ゝ流しもよ人八相模国鎌倉の郡ゝ松岡と云
あるよ一寺を建立して為の寺と号ゝ此寺の
業を行ひとそうゝめられる流れの中ゝ
よりとそうゝめられる流の中ゝ
ちるよ大量の石の間ゝ引かゝりて
ゆくしうゝ流れよりこれをもつて彼仏をこしらへ
浄蓮と人ゝ対面して善光寺の
ゝ浄蓮と指南あつて観音
ゝ信心の深きをもつて
ゝ彼仏を

れゝろ凡夫ゝ此善光寺ゝ
ゝ参詣せられ
ゝ多来
ゝ
ゝ
ゝ

ひろこさまれて切遠国流の
の作りわたせれてつもれさせ
り月に宮るるよ出あつよし
らびまのあくつ生勇りの
家を新と言わ世生うこ
寿れ作分りの多い法出家の
まつ作長二尺四寸右の作に
むとびのひてさつあけさ
作指りさとをしてかつめ
の京を結ひ大指長り指
りよそ指れこのふ右に二幅

ろう仏源ハ元祖前の法橋海綱といふものゝ法ハ
ハ天下に比類なし外国撰ぶ時者ハ法橋ハ
或時ハ人海ゝ[illegible]ハ百貫目四十貫目方ハ
ぐゝく黄金結果の海ゝ[illegible]て四角法海ゝ[illegible]て
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

げちるあくうさうあるのてれたちくりるぶいと詩勝うのる神
おうるのて一蔵の家と海くしゆひろる

業　ぶ平新門清さこみうれハあくバあれ

ろうくくしこ家はまでで極しくひろるぶうの作るぶハ
都公蔵業ふうきこうりぶくきとそ海蔵とぶそれ業ぶで
とさ拾戒のちハさものりるんとのくまひろれむ傷高
ドろるハちうくバ傷ち八法るよあくひとめ平れ仏間
法ふうれひまらびやとろれむ彼を得うられ
づりせれちまれさて寺の蔵の富ぶと一間よりあげ
ろるハさと作くんよハさてもくてよ作ちこよちくぶひ

なくくひとりそれで彼を得さるとよろくこぶけよあ
ぬうるりくくくろるくくんひろるると蔵一間よひうるあのとく
よくろるのりうるぶ西へよびりくくてで蔵ろ傷れらとバ法食ようく
て和の傷者をよびりくくてで蔵ろ傷よ蔵せれ
法也一和造蔵ろれ者のとりかくくをりけのくくを法せれ
法和ろくくりれ法ろくくく

西房ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国の老僧曰嘆息して云ふ好事八年のうち人皇
九十四代持明院の法皇正和二年二月二十二日の夜の
燒こと元亨元年の比迄再建あり又燒ぬ其
あり我本人皇の初にも九度ものづくり建して告
ありしよりこのかた奇異の事の多き中に八十八年をへて
を一朝に滅亡の門虎関の化をなす八十八年をへて
人皇百代光厳院の法皇嘉安三年四月三日の夜寅
の時より出火して次る焼ぬこと二十四年丁未三月六日の午
の刻なるの門より火たこりて豊臣一門も残らず滅し
たり仏閣金堂より大内裏の中より金堂
のひらきうるぶもこれ東の方模しこれ処に堂を

[illegible]ひろさ[illegible]ありこれをうぐるあ[illegible]
[illegible]ひろさ[illegible]間に[illegible]うてゐるのひろさ四方二流く
[illegible]ひろさ[illegible]のうへ[illegible]にうつてゐるぢうく風よひろさ
つりてこうこうるぐみ[illegible]よろこ[illegible]新[illegible]
くて[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
文明年中[illegible]

○金堂　東西七丈
○[illegible]　常行堂　中門
○東廻廊　鎮護堂
○南廻廊　東九丈　西九丈
○[illegible]　已上六間法花堂
○西廻廊　蓮淨院建立
○四角五重塔　定性坊
○曼陀羅堂　同上

○但[illegible]　鎮護堂　同上
○十王堂　淨定坊
○[illegible]　諏訪南宮　今[illegible]
○会仏堂　三品尼公
○[illegible]堂　[illegible]
○鎮護堂　蓮淨院建立
[illegible]
[illegible]
[illegible]

為の永年をもまつ富業紙の[illegible]牛を集金[illegible]
僧よりの[illegible]ことをもつて合書金仏のとりづくに二度苦
衆よりとりて[illegible]百八百[illegible]
らまぶ若葉をとして新をとり踏をいとひのちびし
皆悉おるく掃れ掃の利益よりづくもつたた
れうえよりの世ぜごうん三世法仏乃摩訶[illegible]
法報やかの仏ことべ〳〵仰べ〳〵上乗より記仏の縁起
法曲耳よりとりて生要をとりてあらく筆仏のの
なり凡聞法ちち乃安妙寺二世乃利生うこびひろし
仏心寿言れ言のうちにに生を[illegible]
掃乃月をよろ若葉をよろ掃んと[illegible]〳〵ずや

附録

一 若葉の山の形安楽〳〵なりて
太和四法隆ちよりあ乗〳〵の人見則若葉ちにの妙乗和
推古帝の世代より同乗元真ちよりあ乗〳〵ひ[illegible]
つとも附百濁乗ようりて〳〵偏法相合をもつて聖
法をもつて掃横〳〵のひ〳〵れなるよたびしの
ぶたる法隆ちに建立乃附金堂のとこ〳〵大師義の
中央より安乗〳〵の〳〵に厨よりこ〳〵ありつ〇より開祖
〳〵のの〳〵る

二 同乗拓摂ちに同若葉ちに掃と安乗〳〵の之なる乗乗
ちる海門〳〵金剛をもつて自のう〳〵なるなそと

三　法隆寺東下寺聞書

号寺建立之事　附　[illegible]

謹て四箇のよつゝうへて高ちなるのおほとゝ[illegible]

法ゆかい国若えんぐ橋図[illegible]　同浮とさうて

[illegible]逢の起りと[illegible]　[illegible]敷の法力[illegible]　再び[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]

世[illegible]

[illegible]

[illegible]

東に移し法隆寺をもうつしたてまつる聖徳の
大法を宣べ法花経を講ずるの日に
くもりなく雨降りて聖徳合掌したまひ
の山興とうこそして法華経を講じたまひ
みそなはすに花雨降りて地震動
殿の棟にのぼりて高大なる像四面東に向
対して涙をながし一條院御製
龍顔に天皇の像とうつしたてまつる今に
あらうの八人を七十四代を移して
りの川東西の寺に仏菩薩を安置せ

推古天皇 数感不浅 聖徳太子
討ちて七日に法華を講じ給ひ
拭ひ給ひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四安寺一ハ八代源家建久六年より始まりて法華堂
八代源家建久六年より始まりて法華堂
殿のこそるもの也その西北人ま九十四代花園院延慶元年
堂の附みかけ三人在像の地蔵菩薩ハ人ま九十七代の
武臣泥秀の軍足利相公元弘の西作貞和二年正月廿
日南もりのうつ中堂の西方形像の法華堂を
立則菩提寺と名つけ宗教法ことえ寺号のあ
らこること源法にて寺号附せられ今に伝て
ものとせり御ろの寺裏退にあるの長次の
つくもこと中堂と釈迦堂地蔵堂豊臣一切経
都心門方丈法堂御ものくるまとなりて共ま法

天正年中の初軍秀吉の蔵ものを法花堂
源起と学ぶ法花寺毎年毎の十月十四日より十五日と開
帳のこて法人拝〜法花と学ぶて毎年ものこ
法ものの源起二まりのものこ

四寺山惣漏寺ハ塔頭ひよ新寺者寺あり
本寺ハ横〜と安寺〜ものこ秘ハ大寺毎一像
仏のの源源機院の本尊ハ寺者寺本寺
と経数〜ものひて所寺利益の為ハ形像ど四十八
神横の入り元則ハ朱寺ハ弥の負ものこ
四十八ケ所ハ安寺〜ものの中ハ寺ものの寺ハ
数寺裏法大寺のこ寺の寺ハ寺ものれこて

恵の法教、[illegible]の法設と雖よ[illegible]ものもえ[illegible]
りうう法由来法源記みり奥るり毎年七月十四日開
帳あるそれ形摸の宮一わうよりあし信濃の人[illegible]
て拝しのべし昇洞のちげさを知て異りるわう

右古寺縁起まさ[illegible]

元禄五壬申十月吉日

京御幸町通御池下ル町
菱屋孫兵衛板

了爰其求之
曉空所持物